

「城北さくら倶楽部」会則

名称

第1条 本会は、「城北さくら倶楽部」と称します。

目的

第2条 本会は、城北信用金庫の取引先である会員の健康で豊かな生活を目指し、会員同士及び金庫と相互に親睦を深めるために、コミュニケーションを図る場や情報を提供して会員の充実した生活に寄与することを目的とします。

事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 各種情報交換・提供に関する事業
 - ① 「城北さくら便り」会報誌の提供
 - ② 団体傷害保険のご案内 等
- (2) 会員交流に関する事業
 - ① 「城北さくら倶楽部」観劇会のご案内
 - ② 「城北さくら倶楽部」旅行のご案内
- (3) その他の事業

事務局

第4条 本会の事務局は東京都北区豊島1-11-1 城北信用金庫 営業店統括部内に置くこととします。

役員

- 第5条**
1. 本会の役員は、城北信用金庫の理事長、営業店統括部担当役員、営業店統括部長及び担当副部長とします。
 2. 会長は理事長とします。

会員

- 第6条**
1. 会員は、現在、城北信用金庫で公的年金を受給している個人とします。
 2. 年金受給振込の手続きをもって入会とします。

会費

第7条 会員の年会費は無料とします。ただし、旅行・イベント等の参加費用は実費負担とさせていただきます。

退会

- 第8条**
1. 会員は、自己の都合により退会を希望するときは、事務局に申し出て退会することができます。
 2. 会員が城北信用金庫で年金を受給しなくなった場合は、自動的に退会とします。
 3. 会員として相応しくないと本会が認めた場合は、退会していただくこともあります。

雑則

- 第9条**
1. 本会則に定めのない事項については、役員会の承認をもって決定します。
 2. 本会則は、役員会の承認をもって変更することができます。